

平成 28 年度 民間観光案内所事業

**「Yokohama Travel Info Spot /**

**横浜トラベルインフォスポット」**

(旧称: 横浜ちよこつと観光インフォメーション)

**募集要項**

平成 28 年 4 月

# 平成 28 年度 民間観光案内所事業

## 「Yokohama Travel Info Spot / 横浜トラベルインフォ スポット」

### 募集要項

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー

#### 1 趣旨

横浜を訪れる観光客・来訪者に対する横浜の案内および発信機能の拡充、街全体のホスピタリティのさらなる向上を図るため、このたび民間観光案内所事業の見直し（再編）を行います。再編に伴い、登録要件の設定、民間観光案内所の愛称変更を行います。新制度の民間観光案内所の趣旨に賛同し、ご登録いただける事業者様を募集します。

#### 2 背景

民間観光案内所事業は、横浜を訪れる観光客・来訪者に対し、民間事業者の皆様にも観光マップ・パンフレットを配布したり、横浜のご案内をして頂いたりすることで、街全体のホスピタリティを高めることを主な狙いとして、平成 17 年 2 月にスタートいたしました。

近年では訪日観光客の拡大が著しい中で、2019 年のラグビー W 杯や 2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会を見据え、横浜を訪れる観光客・来訪者への対応や、横浜滞在中での情報発信、及びリピーター獲得に繋げるため、更なるホスピタリティの向上が求められています。

#### 3 民間観光案内所の新愛称とロゴについて

国内外から訪れる観光客・来訪者にとって分かりやすい愛称とするため、従来の愛称を以下の通りに変更します。

新愛称：

**「Yokohama Travel Info Spot / 横浜トラベルインフォ スポット」**

(※旧愛称：横浜ちよこっと観光インフォメーション)

新ロゴ：(※右図参照)



#### 4 運用開始日

平成 28 年 6 月 1 日 (水) (予定)

#### 5 募集対象事業者

本事業にご賛同いただける事業者のうち、次の各号に定める基準を満たした事業者を募集対象事業者とします。

##### (1) 対象施設

観光客・来訪者の利便性向上につながるサービスが提供可能な横浜市内の観光施設、商業施設、宿泊施設など。

※ ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当する施設は対象としません。また、暴力団及び反社会的勢力との関係を有している施設も対象としません。

##### (2) 登録要件

原則、以下すべての項目を満たすことが登録要件となります。

① 年間を通じ、「横浜ビクターズガイド」等の観光資料を設置し、来訪者に提供すること。

- ② 横浜市内で行われるイベントや観光情報等のPR・情報発信に協力すること。
  - ③ 名称サイン（Iマーク及び名称を施したものを）利用者の目につきやすい場所に掲示すること。
- ※ これまでご登録頂いている 横浜市の民間観光案内所につきましては、今回の募集対象とは性質が異なるため、別途ご案内させていただきます。

(3) 来訪者への支援について

来訪者への支援は登録要件には含まれませんが、観光マップ・パンフレットの提供のほか、近隣のご案内、トイレ・休憩スペースの提供などを、施設の通常営業利用客ではない来訪者に対しても、可能な範囲でご対応ください。

6 募集期間

平成 28 年 4 月 1 日（金）～5 月 10 日（火）※第一次募集締切、6 月以降は随時募集

7 応募について

本事業にご賛同いただける横浜市内の事業者様を募集します。別紙申込書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。（メール・FAX・郵送・持込可）

【提出先・お問合せ先】

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー 事業部 来訪者支援課  
〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター1階  
TEL 045-221-2111 FAX 045-221-2100 E-mail ukeire@ycvb.or.jp

8 応募結果

申込書の内容を当財団にて確認後、ご連絡します。

9 登録のメリット

(1) 観光資料等の提供

横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「当財団」）発行の「横浜ビジターズガイド（横浜市公式観光地図）」、「横浜版おもてなしマニュアル」や、その他観光資料を、送料無料（月毎の上限あり ※別表参照）にて提供します。

(2) 当財団主催の研修への優先参加

当財団が主催する「おもてなし研修」等へ優先して受講することができます。

(3) 当財団運営のホームページ「横浜観光情報サイト」への記載

横浜観光情報サイトに掲載し、民間観光案内所として周知します。

10 登録期間

登録解除の申し出がない限り、登録は自動継続とします。なお、登録要件や参加条件に満たないことが判明した場合は、事業者様の意向確認をしたうえで退会扱いとさせていただきます。

11 参加費用

登録にかかる費用負担及び報酬はありません。

12 営業時間

各施設で任意に決めていただけます。